

転居

に関連するおもな手続き

	下記にあてはまるものがないか 確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	カードの住所変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード			
	申請したマイナンバーカードを 受け取っていない方	カードが出来上がりましたら、 新住所あてにお知らせします ※新住所を追記します 新住所のみ記載したカードを ご希望の場合は再申請が必要です	※再申請を希望する場合は ②番窓口でご相談ください		①マイナンバー	
	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります			③住所・戸籍	
※各種保険証・受給者証・認定証等は、 後日郵送 で送付いたします						
保険 年金	国民健康保険に加入している方	国民健康保険資格確認書等の交付	旧住所の国民健康保険資格確認書等 (兼高齢者受給者証)		④国民健康保険	
	→各種認定証をお持ちの方	国民健康保険資格確認書等の住所 変更	・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用・標準負担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証など		④国民健康保険	
	75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療資格確認書等 の交付	旧住所の後期高齢者医療資格確認書等		⑤後期高齢・年 金・医療費助成	
	→各種認定証をお持ちの方	新しい後期高齢者医療資格確認書等 の交付	・旧住所の特定疾病療養受療証		⑤後期高齢・年 金・医療費助成	
	年金を受給中の方	年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ	※住民票コードが「未収録」の方は 窓口でご相談ください		⑤後期高齢・年 金・医療費助成	
高 齢 障がい	介護保険証等をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険資格異動届 介護保険証等の住所変更	・介護保険証 ・負担割合証 ・負担限度額認定証		⑧高齢福祉・介護 保険・地域包括支 援センター	
	障がいの手帳、自立支援医療、 サービス受給者証をお持ちの方	各種手帳・受給者証の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援受給者証 ・福祉サービス受給者証		⑦障がい福祉・福 祉(生活支援)	
	重度心身障がい者の医療費受給資格を お持ちの方	重度心身障がい者医療費 受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	重度心身障がい者医療費受給者証 (交付されている方)		⑤後期高齢・年 金・医療費助成	
こども	小学生・中学生のお子さんがいて、 通学区域が変わる方	転校手続き (転入学通知書の交付)	前の学校で発行された ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※上記の書類と転入学通知書を学校へ提出 ※印鑑が必要な場合があります		4階 学務課	
	児童手当を受給している方 (0歳～18歳になる年度の末日までのこども)	住所変更	児童の属する世帯全員の住民票 (子どもと別居し市外に住んでいる場合) ※公務員世帯の方は、勤務先へ 申請してください		こども未来課 0126-62-3147	
	児童手当を受給していて、児童と異なる 住所に住む方	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要				
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳～18歳になる年度の末日までのこども)	子ども医療費受給者証の 住所変更 ※変更届の提出が必要	子ども医療費受給者証		⑤後期高齢・年 金・医療費助成	
	保育園に入園しているお子さんがいる方	住所変更			こども未来課	
	ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、 別に手続きが必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更 ひとり親家庭等医療費 受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	※受付窓口でご相談ください ひとり親家庭等医療費受給者証		こども未来課 ⑤後期高齢・年 金・医療費助成	
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	特別児童扶養手当証書		こども未来課	
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者医療費 受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	重度心身障がい者医療費受給者証		⑤後期高齢・年 金・医療費助成	
税・料金	上下水道を使用する方、または使用をやめる方	使用開始申込み、または中止届	窓口またはインターネットで 手続きできます		⑨水道・下水道	
	市税・保険料の納付について相談される方	納付相談			⑥市税証明・税金	
その他	市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続き	※入居者が増減する場合、必ず届出が必要です 窓口でご相談ください		2階都市建築住宅課	
	または市営住宅に同居する方	市営住宅の同居手続き				

その他	犬を飼っている方	犬の登録事項変更届		⑩生活環境・交通・ごみ 北海道コンポスト(株) 0126-63-3549 (株)美唄環境センター 0126-64-2305
	市営墓地を使用している方	本籍・住所・氏名等変更届	住民票、戸籍謄本等	
	し尿のくみ取りを利用していた方	※業者へ直接転居する旨を連絡してください		
	ごみの分別方法	窓口で配布している『美唄市ごみ分別辞典』のほか市ホームページ、美唄アプリでも確認できます。		
	多量に出るごみを処分したい方	臨時収集の申し込み (事前申込制、有料)		
	粗大ごみの処分が必要な方	事前申込制(有料) ※冬期間の収集は行いません。		⑩生活環境・交通・ごみ

美唄市役所

〒072-0026
美唄市西3条南1丁目1番1号

代表電話番号 0126-62-3131

開庁時間 あさ 8時45分 ~ 夕方 5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の開庁日はお休みです)



令和8年2月改定

美唄市ホームページ <https://www.city.bibai.hokkaido.jp/>



手続きチェックシート 転居

美唄市内で引越しされた方へ

忘れずにお持ちください

転居届

住み始めた日から **14日以内**に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」



関連する手続きは内側にあります
必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの

運転免許証 マイナンバーカード

確認に
2点が
必要なもの

- ・資格確認書
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

そのほか
・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。